

第18回大阪府地方独立行政法人評価委員会 議事要旨

- 1 日時 平成21年3月18日(水) 10時～12時
- 2 場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)7階「708」
- 3 出席委員 奥林委員長、辻本委員、楨野委員、松澤委員、宮嶋委員、山谷委員
(中島委員、永田委員は欠席)
- 4 議題
 - (1) 公立大学法人大阪府立大学の中期目標・中期計画の変更について
 - (2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の短期借入金の借換えについて
 - (3) 公立大学法人大阪府立大学及び地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬等
規程の改正について
 - (4) 公立大学法人大阪府立大学及び地方独立行政法人大阪府立病院機構の20年度計
画の進捗について
 - (5) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の公立病院改革プランについて
 - (6) その他

5 議事概要

開会

委員長から議事項目の確認を行った。

議事

(1) 公立大学法人大阪府立大学の中期目標・中期計画の変更について

資料1-1「21世紀科学研究機構の設置について」、資料1-2「大阪府立大学看護学部及び大学院看護学研究科の収容定員変更について」及び資料1-3「中期目標期間を超える債務負担の追加について」により、府民活動推進課から説明があった。

本件については、事前に事務局から各委員に説明し意見がない旨を確認しており、意見書(案)を配付し、委員長から各委員に諮った上で、中期目標変更に係る意見書は本日付、中期計画変更に係る意見書は委員長一任で後日、知事に提出することを決定した。

なお、委員からの次のとおりの意見があった。

- ・ 中期目標や計画の変更内容は良い取組みだと思うが、大学の存在についてテレビや新聞で知事が言っていることと、本評価委員会での議論との整合性はどうか。評価委員会では現場での努力を評価している一方、法人の意味が否定されている。やはり委員会としては何か言う必要があるのではないか。
- ・ 確かにその問題はある。政治上の問題ということで、我々の関知するところではないと言えないこともない。独立行政法人評価委員会の役割から考えて、一体どこまで踏み込んで発言すべきか。あるいは知事に対して意見を申し上げるべき

か。これは制度の根本的な問題でもある。

- ・ 対応方針としては2つあると思う。1つは、中期目標を知事の言う方向に変更してもらおうこと。もう1つは、今日のこの委員会で委員から知事の発言と委員会での議論との整合性に問題があるのではないかという発言があったということを議事録に書いていただくこと。
- ・ この会議自体は公開されており、議事録は府民の目に触れることになる。こういう発言があったことは、府民や知事の目にも十分届くと思う。

(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の短期借入金の借換えについて

資料2「平成20年度短期借入金の借換えについて」により、法人から説明があった。委員からの質問・意見()で表示)と法人からの説明()で表示)があった。

21年4月は運営負担金で短期借入金がゼロになるというが、20年4月は20億円になっている理由を説明してほしい。

府立病院機構では、短期借入金を一定額借り入れることにより日々の短期的な資金繰りをしている。毎年4月当初には、大阪府から高度医療や行政的な医療に対する運営負担金を一括でいただいていた。しかし、20年度は知事が替わり暫定予算が組まれた関係で4ヶ月分のみであり、20億円の借入れからスタートすることとなった。

委員会として「意見なし」とすることで委員長から各委員の了解を得た。意見書(案)を配付し、委員長一任で後日知事に提出することを決定した。

(3) 公立大学法人大阪府立大学及び地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬等規程の改正について

事務局が資料3-1「公立大学法人大阪府立大学及び地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬規程改正の概要・参考資料」について、次のとおり報告を行った。

- ・ 本改正は、府立大学の理事長・理事及び府立病院機構の理事長・副理事長の給与減額、府立病院機構の非常勤役員(監事)手当月額化に関するもの。給与減額は昨年8月1日施行であったが、法人から知事への届出手続が漏れており、監事手当の見直し(昨年10月1日施行)と併せて評価委員会に通知があった。通知があった場合、評価委員会は地方独立行政法人法第49条第2項により「意見を申し出ることができる」こととなっており、委員長に相談の上、全委員に本改正内容について意見照会を行った。全委員から特段意見がない旨確認できたので、その旨を委員長に報告し、評価委員会として意見のない旨を法人所管課に伝えた。以上の経過は昨年10月21日に全委員にメールで連絡済み。

(4) 公立大学法人大阪府立大学及び地方独立行政法人大阪府立病院機構の20年度計画の進捗について

資料4-1「公立大学法人大阪府立大学 平成20年度計画の進捗状況」により、法人から説明があった。

委員からの質問・意見()で表示)と法人からの説明()で表示)があった。

公立大学は不要ではないかという意見のある中で、組織として活動を広げ、多

額の外部資金を獲得しながら研究成果を出している。事実として否定できない組織になれば自立的に発展し得るし、行政サービスを肩代わりする組織として、独立行政法人の意義が認められるのではないかと思う。

大阪府立大学では、東アジアや東南アジアからの留学生が多いと思うが、現在の円高や経済状況で留学生の生活が厳しくなり、途中退学して帰国したり、入学希望者が経済的な理由で減少したりしていないか。また、何らかの対策を考えられているか教えて欲しい。

生活費は別として授業料は様々な減免制度や奨学金があり、留学生への影響はほとんどない。現在、府立大学には30以上の国から180名ほどの留学生が来ているが、途中で帰国するといったケースは発生していない。

産学官連携、府政や地域との連携とあるが、看護学部の卒業生が府立病院機構の5病院へ就職する割合はどれくらいか教えて欲しい。病院機構の資料には協定に基づく実習受入れとの記載があるが、府立大学の資料には記載がない。看護師の確保は非常に大きな課題であり、府立大学と府立病院機構とはどのような連携をしているのか教えて欲しい。

連携に基づき、昨年6月に羽曳野キャンパスで府立病院機構単独の就職説明会を開催した。実習生の受入れは、20年度が1,107名、19年度が1,053名。20年度の看護師採用は非常に苦戦した。4回の統一試験と地方採用試験、病院毎の採用試験などを組み合わせ、4月1日になんとか280名確保できる状況。そのうち20名程度が府立大学看護学部の出身者である（以上、病院機構説明）。

看護学部の1学年の人数は。

130名程度。

府立病院機構へ1割あまりしか行っていない。今の看護師確保の状況から考えると、もっと連携したほうが良いのではないか。

産学官連携における利益相反の問題について、現状を教えて欲しい。また、これまで研究費は年度内に使い切らなければならないことで無駄があったと聞いているが、申請方式の導入により改善された点があれば教えて欲しい。

申請方式とは、教員に当該年度の研究計画を申請してもらい、申請のあった教員にのみ研究費を配分するというもの。法人化前は、予算措置された研究費が、そのまま全ての教員に配分されていたので、懸念されているようなことがあったかもしれないが、今はないと考えている。

利益相反については、教員が兼業して収入を得る場合や大学発ベンチャーを起こす場合に問題となるので、いずれも申請を受け、大学の利益相反委員会において審査している。

大阪市立大学、池田銀行との3者による産学連携基本協定の説明で、紀陽銀行の名前も出てきたが、両行と連携することとした理由を教えて欲しい。

産学官連携は、法人化した大学が自立的に運営するために非常に重要な取組みと考えているが、府立大学では金融機関とも密接に連携している。連携先金融機関の

第1号は大阪信用金庫で、6年前からコーディネータを常駐で1名派遣されている。これは、担保評価だけでなく技術評価が必要になっていることも理由。このコーディネータが実績を上げて話題になり、現在では11の金融機関と連携協定を結んでいるが、その新規が池田銀行と紀陽銀行である。池田銀行はベンチャーファンドを1億円用意している。紀陽銀行は、企業の技術ニーズの受皿を大学に頼みたいとの趣旨でコンタクトがあった。府立大学としても両行との連携は歓迎すべきことであり、本年2月に包括連携協定を締結した。

府立大学では、産学官連携や外部資金の獲得に力を入れられているが、現在国内企業の業績は最悪の状況である。民との連携に頼ることは大学経営にとってリスクの1つになるのではないかと。企業は、大学との連携や共同研究について将来芽が出るかもしれないと考えて行こうが、財務的に余裕がなくなれば最初に切られる。そういうリスクを考えて大学運営に努めていただきたい。

予算の基本的な考え方としては、ご指摘のとおり外部資金は固定化せず、人件費や一般教育研究費等の基盤的経費は、すべて運営費交付金又は自主財源を充てている。外部資金など変動するものは、収入のみの予算組みをしている。

総合リハビリテーション学研究所の後期過程が今年の4月から開始されるが、応募者や入学者はどの程度か教えて欲しい。

5名定員に対して12名の応募があった。12名全員が受験し、6名が合格、合格者全員が入学手続を終えている。リハビリテーションは、今後かなり伸びる分野だと思っているが、博士過程を設置している大学院は非常に少ないので今後の発展を期待している。

資料4 - 2「地方独立行政法人大阪府立病院機構 平成20年度計画の進捗状況」により、法人から説明があった。

委員からの質問・意見（ で表示）と法人からの説明（ で表示）があった。

済生会病院では医療費が不正に減免され、京大病院では点滴ミスにより患者が亡くなったといった報道がある。府立病院機構の5病院では、コンプライアンスの観点から再発防止のために組織的に取り組まないといけない事象は、20年4月以降発生していないか。

昨年度は廃棄物の問題でお騒がせした。それを踏まえて規定を改め、顧問弁護士によるコンプライアンス研修を実施するなど、再発防止に努めている。現在のところ、そういった事象は特にない。

呼吸器・アレルギー医療センターでは、アトピー性皮膚炎の入院患者数が27人から9人に減っているが、その理由と実情を教えて欲しい。今年度NPO法人の活動として、急性期総合医療センターを訪ね入院患者へインタビューしたところ、職員の対応が非常に良くなったという声を聞いた。皆さんの努力を嬉しく思っている。先般講演で招かれた精神医療センターでも、スタッフの方が非常に熱い思いで、生き生き取り組まれている様を目の当たりにした。特に外来での職員の思いが表れており、患者がほっとできる空間や環境整備に本当に努力されていると

感心した。

また、臨床研修医制度が変わり、残念ながら精神科が研修の義務化から外れた。厚生労働省や文部科学省の会議でも、必要性を精一杯主張したが、必修科目から外れることになった。しかし、患者には必要なことなので、むしろ魅力的なプログラムを作って、研修医が自主的に選択するような努力をしていただきたいと思う。

最後に、未収金の回収については、委託業者のやり方をきちんとチェックするなど、不備のないよう努力していただきたい。

アトピー性皮膚炎患者の入院患者数が27人から9人に減ったのは、外来へ移行したため。外来で心理士や家族を交えてゆっくり相談できるよう取り組んでいる。未収金回収についてはフローを構築し、催告や業者委託など事情を見極めて行っている。

過去2年の実績は、いずれも計画どおりと評価してきた。不良債務の解消については昨年度約6億円の黒字を上げたが、それでも十分ではなく、画期的な策が難しい中で、今後も計画どおりの解消は厳しいと思う。このままでは最終目標の達成は困難であり、計画どおりでないか評価してよいのか。府から交付金もマイナスになる。債務が残った時にどうするのか、どのような対策を考えているのか。

不良債務解消の状況は議会や総務省にも説明。状況は厳しいが、不良債務解消という目標は決して達成できないものではないと思っているので、努力を続けて行きたい。打出の小槌はないが、充床率や回転率を上げて収入を確保する一方、費用削減を行うしかない。もし5年間で達成できなかった場合の対応については、土地売却を含め議論をしているが、具体的な結論には至っていない。

府立の病院としては儲かる医療はできない。そのような事情がある中で、計画が妥当なのか。これまで毎回、計画どおりで現場は頑張っていると評価してきたが、最終的には計画どおりになるとは考えにくい。

診療報酬が国で定められる現在の仕組みの中で、府立の病院が65億円の不良債務を解消できるのかどうかという根本的な問題。評価委員会としては、こうした制約を認めた上で評価することも必要ではないかと思う。

委員長から、こうした事情を知事に直接説明することは可能なのか。

何かの折にそうした話があれば、意見を述べる機会があるかもしれない。

患者満足度調査について、他病院との比較の際に用いるベンチマークについての資料があれば欲しい。

現在分析しているところであり、後日送付する。

不良債務解消のために、資産を売却することはできるのか。

病院機構の資産は、医療を提供するために必要ということで府から出資されたもの。仮に処分するとしても府との協議が必要であり、選択肢としては考えにくい。

(5) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の公立病院改革プランについて

資料5「公立病院改革プランの策定について」により、法人から報告があった。

(6) その他

来年度の評価委員会は、例年どおり6月に委員会、7～8月に年度評価の実施を予定している旨、事務局から報告があった。

閉会

閉会に当たって、委員長から次のコメントがあった。

- ・ 委員から、この評価委員会での議論と知事の発言の整合性についての問題が指摘された。本評価委員会の役割を含め、今後の評価のあり方について、議論していく必要があると思う。

府立大学南理事長及び府立病院機構徳永副理事長から退任の挨拶があった。

以上